

第10課 基本的人権その1

基本的人権の尊重は、国民主権及び平和主義と並んで、日本国憲法の大きな柱のひとつである。

日本国憲法は、基本的人権につき、第11条から第14条にかけて、いわば基本的人権の総則ともいえる規定を置き、その不可侵性と、**公共の福祉**との調和を求め、第15条以下に、様々な個別的人権を保護するいわば各論的な規定を置いている。

そこでまず、第11条から第13条について見てみよう。

第11条は、基本的人権の不可侵を定め、これが永久の権利である旨定めている。ここで注意しなければならないのは、第11条では、人権が「与えられる」という表現がなされているが、日本国憲法の考え方は、基本的人権は憲法によって初めて人間に与えられるものではなく、憲法の有無にかかわらず、およそ人間であれば本来誰でも有するものであって、憲法は単にそのことを確認し、人権を保障するためのものである、ということである。

第12条は、人間の過去を振り返って、いかに多くの過酷な人権侵害が行われてきたかという歴史的な反省と、国民の努力がなければ、権力による人権侵害がいかにたやすく発生しうるかという自覚にもとづき、国民の人権保持責任を宣言するとともに、人権の濫用を戒め、それが結局は人権自体を否定する結果になりうることを警告している。

第13条は、いわゆる「**幸福追求権**」といわれ、包括的な人権の保護を規定している。この幸福追求権と、第15条以下の個別的人権の関係については諸説あるが、第15条以下の個別的人権の規定で保護しきれない人権は、第13条で保護されると理解しておけばよい。

第13条のもうひとつの重要な意義は、「**公共の福祉**」によって人権が制限されうることを認めていることである。個々人の人権と公共の福祉との調和はどの社会でも重要な問題であるが、この「**公共の福祉**」という言葉の解釈のしかたによっては、結局公共の福祉の名の下に、国家によって個人の自由権が不当に侵害されてしまう危険性があることに十分注意しなければならない。

1 重要語句

a 基本的人権

「人権」については、「人がただ人間であるということにのみ基づいて当然にもっている権利」などと定義するが、「基本的人権」という言葉が何を意味するかについては、「基本的」な人権とそうでない人権があるようにも聞こえるので、憲法学者の間で様々な議論がある。しかし、ここでは基本的人権イコール人権、と考えておいてよい。

b 公共の福祉

個々の人間が人権を持つとしても、人間が他の人間とともに社会生活をしている以上、人権が絶対無制約のものでないことは明らかであろう。人権に対する制約は、いくつかのものが考えられるが、その一つがこの「公共の福祉」による制約である。

「福祉」という言葉が使われているために、社会保障制度などのことを指すのか、と誤解されやすいが、そういう意味ではなく、人間が社会生活を営む以上、個々人の利益に優先させなければならない「公共の利益」と理解しておけばよい。

「公共の福祉」という言葉自体、憲法第12条及び第13条のみならず、第22条や第29条でも使用されており、これらがみな同じ意味を持つのか、それとも違う意味を持つのか、複雑な議論がある。

c 幸福追求権

個々人が自分の幸福を追求するという狭い意味ではなく、難しく言えば、「人格的生存に必要な権利・自由を包摂する包括的な権利」、簡単に言うと、人間が人間らしく生きていくのに欠かせない自由や権利全体のことである。憲法は、このような権利をまず一般的に保護することを宣言し、さらに、第15条以下でこれを詳しく規定していると考えればよい。